

議案第25号 小松島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じることから所要の改正を行うもの。

小松島市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小松島市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が15万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が15万円以上である場合とする。</p>	改正